

## 第5次武蔵野市民地域福祉活動計画

### 第1回策定委員会 次第

- 1 日 時 令和6年7月3日(水) 18時30分～
- 2 場 所 武蔵野市役所西棟4階412会議室
- 3 議 題

(1) 委嘱状の交付

(2) 会長挨拶

(3) 委員紹介(資料1参照)

(4) 事務局紹介

(5) 正副委員長の選出(資料2参照)

- ・委員長：
- ・副委員長：

(6) 議事

①傍聴基準等について(資料3、資料4参照)

②第5次武蔵野市民地域福祉活動計画策定にあたって(別冊資料5参照)

(7) 今後の進め方について

【策定委員会日程】(資料5参照)

【地域懇談会日程】(別冊資料6参照)

西部：8月4日(日) 10時～ 於：武蔵野プレイス 4階 フォーラム  
東部：8月18日(日) 10時～ 於：武蔵野商工会館 4階 市民会議室  
中部：8月24日(土) 10時～ 於：市民文化会館 1階 展示室

(8) 次回日程

- ・8月21日(水) 18時30分より 武蔵野商工会議所 5階 第1、第2会議室

【配布資料】

- 資料 1 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿
- 資料 2 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 資料 3 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員の費用弁償に関する規程
- 資料 4 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会傍聴基準
- 資料 5 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画 策定スケジュール等

- 別冊資料① 武蔵野市民社会福祉協議会法人設立 40 周年記念誌
- 別冊資料② 武蔵野市第 5 期健康福祉総合計画・第 5 期地域福祉計画
- 別冊資料③ 武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査報告書
- 別冊資料④ 第 4 次武蔵野市民地域福祉活動計画
- 別冊資料⑤ 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定にあたって
- 別冊資料⑥ 地域懇談会チラシ

## 第5次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	
1	阿部 春彦	公募
2	市川 順子	吉祥寺南町防災ネットワーク 代表
3	和 秀俊	田園調布学園大学 教授
4	川鍋 和代	武蔵野市民生児童委員協議会 代表会長
5	熊田 博喜	武蔵野大学 教授
6	見城 学	地域福祉活動推進協議会代表者連絡会 境南地域社協副会長
7	坂井 健司	武蔵野市商店会連合会 会長
8	酒井 陽子	ボランティアセンター武蔵野運営委員会 運営委員長
9	鈴木 庸子	事務局推薦(多文化)
10	西田 順子	武蔵野市赤十字奉仕団 委員長
11	馬場 武寛	武蔵野市市民活動推進課 課長
12	福本 千晴	事務局推薦(障がい)
13	町田 敏	武蔵野市コミュニティ研究連絡会 会長
14	宮田 恵	武蔵野市青少年問題協議会 地区委員会 第一地区委員会委員長
15	山田 剛	武蔵野市健康福祉部 部長
16	吉田 真也	東京ボランティア・市民活動センター 統括主任

## 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和 6 年 6 月 20 日 要綱第 1 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他、計画策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、16 人以内の別表に掲げる者をもって構成し、本会会長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 6 年 7 月 3 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会の設置)

第 7 条 委員会が必要と認めた場合は、作業部会を設置することができる。

- 2 前項の作業部会の部会員は、委員長が任免する。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、本会事務局が担当し本会内に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 第5次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会委員

	氏名	現職	選出区分
1	熊田 博喜	武蔵野大学人間科学部 教授	学識経験者
2	和 秀俊	田園調布学園大学人間福祉部 教授	
3	川鍋 和代	武蔵野市民生児童委員協議会 代表会長	民生児童委員協議会
4	西田 順子	武蔵野市赤十字奉仕団 委員長	赤十字奉仕団
5	見城 学	境南地域福祉活動推進協議会	地域福祉活動推進協議会 代表者連絡会
6	町田 敏	武蔵野市コミュニティ研究連絡会 会長	コミュニティ研究連絡会
7	宮田 恵	青少年問題協議会 第一地区委員会 委員長	武蔵野市青少年問題協議会
8	坂井 健司	武蔵野市商店会連合会 会長	商店会連合会
9	酒井 陽子	ボランティアセンター武蔵野 運営委員長	ボランティア関係者
10	市川 順子	吉祥寺南町防災ネットワーク 代表	地域防災関係者
11	福本 千晴	-	事務局推薦（障がい）
12	鈴木 庸子	-	事務局推薦（多文化）
13	阿部 春彦	亜細亜大学一般奉仕会 細流	公募選出
14	吉田 真也	東京ボランティア・市民活動センター 統括主任	行政関係（福祉）
15	山田 剛	武蔵野市健康福祉 部長	行政関係（福祉）
16	馬場 武寛	武蔵野市市民活動推進 課長	行政関係（市民活動）

## 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する要綱

令和 6 年 6 月 20 日 要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）により設置された、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要事項を定める。

(報酬)

第 2 条 本会は、委員が設置要綱第 6 条及び第 7 条に規定する会議等に出席した場合には、日額 12,000 円の報酬を支給する。ただし、委員が武蔵野市職員任用規程（昭和 31 年 12 月 26 日規則第 23 号）第 2 条の規定により任用された職員である場合は、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第 3 条 委員が前条に定める会議等（以下同じ。）のために出張したとき、又は会議等に出席するために公共交通機関を利用した場合は、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の方法は、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会旅費規程（平成 7 年 4 月 1 日規程第 8 号）に準じるものとする。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 第 2 条に規定する報酬及び前条に規定する費用弁償の支給方法は、会長が別に定める。

(その他)

第 5 条 この要綱の実施に関し必要事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。

## 第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会傍聴基準

令和 6 年 6 月 20 日 基準第 3 号

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第 9 条に基づき、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人数)

第 2 条 傍聴人数は 20 名を限度とする。ただし、委員会開催会場の定数により、20 名の傍聴が出来ない場合は、第 5 次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会委員長（以下「委員長」という。）が定めた人数までとする。

(傍聴の手続き)

第 3 条 委員会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴受付簿に記入をしなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物等を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号のほか、委員長が職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、委員会を非公開とする委員会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

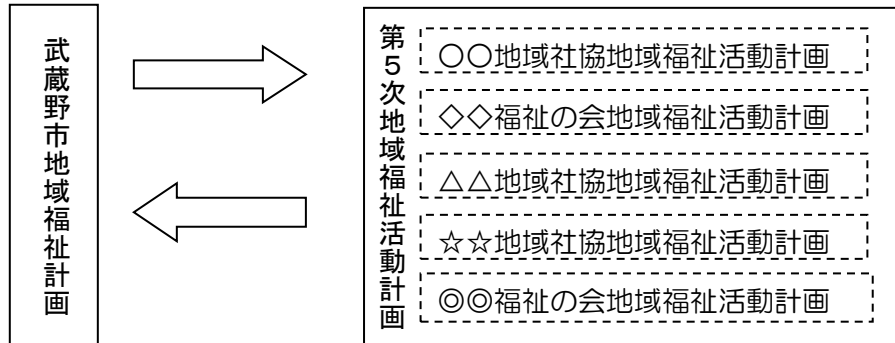
この基準は、令和6年7月3日から施行する。



## 第5次武蔵野市民地域福祉活動計画 策定スケジュール等

### 1. 本計画の位置づけ

- ・武蔵野市地域福祉計画と、連携・連動する活動計画とする。
- ・市全体の活動計画を軸に、第4次活動計画でも策定した「地域社協別地域福祉活動計画」（以下「地域別計画」という。）の策定にも取り組んでいく。



### 2. 計画期間

- ・令和7年度からの6年間を活動期間とする計画を令和6年度に策定する。



### 3. 地域懇談会

#### (1) 地域懇談会の開催

- ・「地域別計画」の策定を主な目的とした「地域懇談会」を各地域社協と市民社協の共催で地域毎に実施していく。（別冊資料⑥参照）
- ・東部（南町、東部、御殿山、吉西）、中部（西久保、千川地域、四小地区、大野田、中央）、西部（境南、関前、桜野、境）の3圏域で実施する。
- ・圏域ごとに現在の生活課題やコロナ禍で進められたことや進まなかったこと、今後6年間で取り組むべき事項、それぞれの団体や機関ができること、できそうなことについて話し合いし、それらを基に各地域社協が今後6年間に取り組む地域別計画を策定する。
- ・地域別計画は、令和7年2月末頃までを目途として策定を行う。
- ・地域懇談会での意見については、本委員会へもフィードバックする。

#### 4. 策定委員会スケジュール案

	日時	場所	内 容
第1回	7月3日(水) 18時30分～	市役所 412 会議室	概要説明
第2回	8月21日(水) 18時30分～	武蔵野商工会議所 5階第1、第2会議室	第4次地域福祉活動計画の 振り返り
第3回	9月11日(水) 18時30分～	武蔵野商工会議所 5階第1、第2会議室	計画内容の検討 地域懇談会の振り返り
第4回	10月2日(水) 18時30分～	武蔵野商工会議所 4階市民会議室	計画内容の検討
第5回	11月6日(水) 18時30分～	武蔵野商工会議所 4階市民会議室	計画内容の検討 中間まとめ案の作成
第6回	12月4日(水) 18時30分～	武蔵野商工会議所 5階第1、第2会議室	中間まとめ完成 12月はパブリックコメント期間
第7回	令和7年 1月8日(水) 18時30分～	武蔵野商工会議所 5階第1、第2会議室	パブリックコメント等への対応
第8回	2月12日(水) 18時30分～	武蔵野商工会議所 5階第1、第2会議室	計画書(案)の検討
第9回	3月5日(水) 18時30分～	武蔵野商工会議所 5階第1、第2会議室	計画書完成